

Ⅱ 第2回全国集会案内

1. 8月9日(土)午後1時から

於大阪市立自然史博物館(東住吉区长居公園)

2. 講演

角野康郎:日本産ヒルムシロ属の研究

別府敏夫:日本のウキクサ類 — アオウキクサを中心として

浜島繁隆:東海地方の溜池の植生

3. 総会

(1) 諸報告

(2) 審議

• 会則の設定

水草研究会会則(案)

1 本会は水草研究会と称する。

2 本会は水草に関する研究および知識普及と会員相互の親睦をはかることを目的とする。

3 本会は上記の目的を達成するため、つぎの事業を行う。(1) 研究発表、講習会、採集会などの開催 (2) 会報の発行 (3) その他必要と認めた事項

4 会員は普通会員と特別会員にする。(1) 普通会員は本会の趣旨に賛同する者

(2) 特別会員は理事会の推薦による顧問と名誉会員 会員は会報の配布をうけ、本会の事業に参画できる。

5 本会にはつぎの役員をおく 会長1名 副会長2名 会計2名 理事若干名 幹事2名 役員の任期は2年とする。ただし重任を妨げない。本会には名誉会長をおくことができる

6 役員の任務はつぎのようである。会長は会を代表し、会務を統べる。会長支障あるときは副会長がこれに代わる。会計は本会の経理を担当する。理事は本会の運営に当たる。幹事は会務を処理する。

7 総会は原則として年1回開催する。総会に付議する事項はつぎのようである。(1) 役員選出 (2) 会計報告 (3) 会則変更 (4) その他必要と認める事項

8 本会に入会するには、住所・氏名・職業(所属機関)を記入した入会申込書に1年分の会費をそえて会長に提出する。ただし退会のときすでに納めた会費は払いもどさない。

9 会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

10 会費は年額 円とする。ただし特別会員は会費を要さない。

11 本会の経費は会費およびその他の収入による。

12 本会の事務所は会長の指定するところにおく。

付 本会則は昭和55年8月9日より施行する。

• 会の名称変更:水草同好会を水草研究会とする

• 新会長の選出

• 諸役員の委嘱